

知事コメント

(令和5年5月25日の住民訴訟控訴審判決について)

令和5年5月25日

山 梨 県

- 本日東京高等裁判所において、訴えを却下した甲府地方裁判所の判断を維持する旨の原告住民の控訴棄却判決が下された。
- 今日の判決は、富士急行の県に対する賃借権確認等請求訴訟と県の同社に対する不法行為に基づく損害賠償を求める反訴に対する実体的な判断が下されたものではない。
- 県としては、同じく東京高裁において、8月に予定されている確認訴訟及び反訴の判決を待つこととしたい。
- また、県民共有の財産である県有地の有効活用と、それによる県民利益の最大化に、引き続き努めてまいりたい。